

伊達市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

令和5年度定期監査(前期)に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和6年1月22日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 堀 博 志

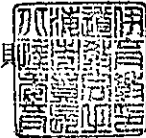
告示期間満了日 令和6年1月28日



伊 教 学 第 5 号
令和 6 年 1 月 17 日

伊達市監査委員 山 下 茂 様
伊達市監査委員 堀 博 志 様

伊達市教育委員会
教育長 影 山 吉 貞



監査結果に基づく措置通知について (提出)

令和 5 年 12 月 21 日 付け伊監第 54 号で通知のありましたこのことについて、下記のとおり提出いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 提出書類
措置通知 (令和 5 年度)
- 2 対象部局
教育委員会 生涯学習課
教育委員会 食育センター

(教育部学校教育課企画総務係)

監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘(要望)事項	措置内容
令和5年度 定期監査	教育委員会 生涯学習課	<p>○使用料等納入事務</p> <p>まなびの里サッカー場の使用料について、規則では前納することとなっているが、一部利用団体については前納となっておらず、督促状を発付しているものがあつた。適正な対応に努められたい。</p>	<p>利用者に対し、利用前納付を徹底するとともに、利用前の納付がされない場合は利用出来なくなる可能性を示唆するなど、利用前の納付を遵守するよう努めてまいります。</p>
		<p>○使用料等納入事務</p> <p>まなびの里サッカー場の使用料について、登録されている定期利用団体については後納することができることとなっているが、一部利用団体について、納期限までに納付されず、督促状を発付しているものがあつた。適正な対応に努められたい。</p>	<p>定期利用団体に対し、納期限内の納付を督促するとともに、納期限までの納付がされない場合は利用制限をする可能性を示唆するなど、納期限納付を遵守するよう努めてまいります。</p>
		<p>○契約事務</p> <p>学校開放事業管理業務委託の単価契約において、規定以上の額の収入印紙を貼付していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は、市担当者が契約時において印紙税額表を確認し、委託先にも同様に内容確認を求めてまいります。</p>
	教育委員会 食育センター	<p>○契約事務</p> <p>令和4年度学校給食麺調達等業務委託において、完了検査日(3月10日)よりも後に「委託業務実施報告書」(提出日:2月28日、收受日:3月19日)を收受しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘事項の改善のため、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領、伊達市文書取扱規程を再確認し、また、事務処理につきましては人為的ミス防止のため十分な確認を実施しております。</p>